

情報提供

那医発第 516 号
令和 7 年 12 月 22 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

冲医発第 1253 号

令和 7 年 12 月 19 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会
会長 田名 毅



使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等についての通知となっております。

令和 7 年 12 月 4 日付け令和 7 年厚生労働省告示第 310 号をもって薬価基準の一部が改正され、同年 12 月 5 日から適用されました。

今回の改正は、後発医薬品等が薬価基準に収載されたことによるものですが、同日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されており、その概要は別添のとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」への掲載が予定されておりますことを申し添えます。

記

● 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

（令和 7 年 12 月 15 日（日医発第 1493 号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第1493号（保険）
令和 7 年 12 月 15 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本 吉郎
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 7 年 12 月 4 日付け令和 7 年厚生労働省告示第 310 号をもって薬価基準の一部が改正され、同年 12 月 5 日から適用されました。今回の改正は、後発医薬品等が薬価基準に収載されたことによるものですが、同日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されており、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 後発医薬品等の薬価基準収載について

(1) 薬価基準への収載希望があったいわゆる後発医薬品等品目（内用薬 58 品目、注射薬 18 品目、外用薬 8 品）が薬価基準の別表に第 13 部追補（9）として収載された。

(2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・ゼローダ錠 300 及び後発医薬品のカペシタビン製剤
- ・ジェムザール注射用 200mg、同注射用 1g 及び後発医薬品のゲムシタビン塩酸塩製剤
- ・トルバプタン OD 錠 3.75mg 「TE」 及び同 OD 錠 3.75mg 「ニプロ」

2. 関係通知等の一部改正について

診療報酬上の加算等の算定対象となる後発医薬品等については「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和7年3月7日付け保医発 0307 第2号。以下「加算等後発医薬品通知」という）により示されているが、今回の薬価基準改正により後発医薬品が収載されたことに伴い、「加算等後発医薬品通知」が以下のとおり改正された。

- (1) 添付資料2（「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和7年12月4日付け保医発 1204 第5号、以下「改正通知」という）の
[別添1]に掲げる医薬品を「加算等後発医薬品通知」の別紙1に、[別添2]に掲げる医薬品を同通知の別紙2に加え、令和7年12月5日から適用すること。

[別添3]に掲げる医薬品を同通知の別紙3に加え、令和8年1月1日から適用とすること。

[別紙4]に掲げる医薬品を同通知の別紙3に加え、令和8年4月1日から適用とすること。

- [参考] 後発医薬品使用体制加算、外来後発医薬品使用体制加算など診療報酬上の後発医薬品の数量シェア（置換え率）の算出方法は次のとおりとされている。

$$\text{※後発医薬品の数量シェア（置換え率）} = \frac{\text{後発医薬品の数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}}$$

（添付資料）

1. 官報（令和7年12月4日 号外第266号 抜粋）
・厚生労働省告示第310号
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和7年12月4日付け 保医発 1204 第5号 厚生労働省保険局医療課長）
3. 令和7年12月5日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について
（令和7年12月5日付け 医政産情企発 1205 第2号 厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長）

○厚生労働省告示第三百十号
診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬
価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の二部を次の表のように改正し、令和七年十二月五日
から適用する。

令和七年十二月四日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
社 1 ～ 3 (略)				社 1 ～ 3 (略)			
第 1 部～第12部 (略)				第 1 部～第12部 (略)			
第13部 追 補 (9)				(新設)			
内 用 薬							
品 名	規 格	単 位	薬 価				
			円				
(あ)							
アピラテロン酢酸エステル錠250mg「NK」	250mg	1 錠	1,632.30				
アピラテロン酢酸エステル錠250mg「サワイ」	250mg	1 錠	1,632.30				
アピラテロン酢酸エステル錠250mg「サンド」	250mg	1 錠	1,632.30				
アピラテロン酢酸エステル錠250mg「J G」	250mg	1 錠	1,632.30				
アピラテロン酢酸エステル錠250mg「D S E P」	250mg	1 錠	1,632.30				
アピラテロン酢酸エステル錠250mg「ニプロ」	250mg	1 錠	1,632.30				
(お)							
オセルタミビルD S 3 %「トーワ」	3 %	1 g	79.50				
(か)							
カベシタピン錠300mg「タカタ」	300mg	1 錠	54.10				
(た)							
ダバグリフロジン錠5mg「サワイ」	5 mg	1 錠	50.10				
ダバグリフロジン錠5mg「T S P」	5 mg	1 錠	50.10				
ダバグリフロジン錠10mg「サワイ」	10mg	1 錠	74.00				
ダバグリフロジン錠10mg「T S P」	10mg	1 錠	74.00				
炭酸ランタンOD錠250mg「トーワ」	250mg	1 錠	31.90				
炭酸ランタンOD錠500mg「トーワ」	500mg	1 錠	46.20				
(と)							
トルバプタンOD錠3.75mg「T E」	3.75mg	1 錠	177.50				
トルバプタンOD錠3.75mg「ニプロ」	3.75mg	1 錠	177.50				
(に)							
ニロチニブカプセル150mg「サワイ」	150mg	1 カプセル	1,128.50				
ニロチニブカプセル200mg「サワイ」	200mg	1 カプセル	1,504.70				
(ふ)							
プラスグレルOD錠20mg「D S E P」	20mg	1 錠	484.60				
プラスグレルOD錠20mg「トーワ」	20mg	1 錠	484.60				
プラスグレル錠2.5mg「D S E P」	2.5mg	1 錠	87.00				
プラスグレル錠2.5mg「トーワ」	2.5mg	1 錠	87.00				
プラスグレル錠3.75mg「D S E P」	3.75mg	1 錠	121.60				
プラスグレル錠3.75mg「トーワ」	3.75mg	1 錠	121.60				
プラスグレル錠5mg「D S E P」	5 mg	1 錠	154.20				
プラスグレル錠5mg「トーワ」	5 mg	1 錠	154.20				

(5)			
ラコサミド錠50mg「アメル」	50mg 1 錠		76.30
ラコサミド錠50mg「ケミファ」	50mg 1 錠		76.30
ラコサミド錠50mg「サワイ」	50mg 1 錠		76.30
ラコサミド錠50mg「サンド」	50mg 1 錠		76.30
ラコサミド錠50mg「J G」	50mg 1 錠		76.30
ラコサミド錠50mg「ダイト」	50mg 1 錠		76.30
ラコサミド錠50mg「タカタ」	50mg 1 錠		76.30
ラコサミド錠50mg「日新」	50mg 1 錠		76.30
ラコサミド錠50mg「V T R S」	50mg 1 錠		76.30
ラコサミド錠50mg「Y D」	50mg 1 錠		76.30
ラコサミド錠100mg「アメル」	100mg 1 錠		124.50
ラコサミド錠100mg「ケミファ」	100mg 1 錠		124.50
ラコサミド錠100mg「サワイ」	100mg 1 錠		124.50
ラコサミド錠100mg「サンド」	100mg 1 錠		124.50
ラコサミド錠100mg「J G」	100mg 1 錠		124.50
ラコサミド錠100mg「ダイト」	100mg 1 錠		124.50
ラコサミド錠100mg「タカタ」	100mg 1 錠		124.50
ラコサミド錠100mg「日新」	100mg 1 錠		124.50
ラコサミド錠100mg「V T R S」	100mg 1 錠		124.50
ラコサミド錠100mg「Y D」	100mg 1 錠		124.50
ラコサミドD S 10%「アメル」	10% 1 g		137.10
ラコサミドD S 10%「サワイ」	10% 1 g		137.10
ラコサミドD S 10%「タカタ」	10% 1 g		137.10
ラコサミドドライシロップ10%「ケミファ」	10% 1 g		137.10
ラコサミドドライシロップ10%「サンド」	10% 1 g		137.10
ラコサミドドライシロップ10%「J G」	10% 1 g		137.10
ラコサミドドライシロップ10%「ダイト」	10% 1 g		137.10
ラコサミドドライシロップ10%「日新」	10% 1 g		137.10
ラコサミドドライシロップ10%「Y D」	10% 1 g		137.10
(リ)			
㊦ リスベリドン細粒1%「ニプロ」	1% 1 g		57.80
㊧ リスベリドン錠3mg「ニプロ」	3mg 1 錠		16.80
㊨ リスベリドン内用液1mg/mL「杏林 ^{キョウリン} 」	0.1% 1 mL		27.30
品 名	注 射 薬	規 格	単 位
(あ)			薬 価 円
アフリバルセプト硝子体内注射用キット10mg/mL 「バイエル」	2 mg0.05mL 1 筒		69,894

<u>(か)</u>		
<u>カルボプラチン注射液50mg「NK」</u>	<u>50mg 5 mL 1 瓶</u>	<u>1,401</u>
<u>カルボプラチン注射液150mg「NK」</u>	<u>150mg 15mL 1 瓶</u>	<u>3,212</u>
<u>カルボプラチン注射液450mg「NK」</u>	<u>450mg 45mL 1 瓶</u>	<u>7,615</u>
<u>(く)</u>		
<u>ゲルカゴン G ノボ注射用 1 mg</u>	<u>1 mg 1 瓶</u>	<u>2,271</u>
<u>グロベニンー I 10% 静注 5 g / 50mL</u>	<u>5 g 50mL 1 瓶</u>	<u>66,918</u>
<u>グロベニンー I 10% 静注 10 g / 100mL</u>	<u>10 g 100mL 1 瓶</u>	<u>133,836</u>
<u>グロベニンー I 10% 静注 20 g / 200mL</u>	<u>20 g 200mL 1 瓶</u>	<u>267,672</u>
<u>(け)</u>		
<u>ゲムシタピン点滴静注用 200mg「タカタ」</u>	<u>200mg 1 瓶</u>	<u>905</u>
<u>ゲムシタピン点滴静注用 1 g「タカタ」</u>	<u>1 g 1 瓶</u>	<u>4,269</u>
<u>(せ)</u>		
<u>ゼオメイン注用 50 単位</u>	<u>50 単位 1 瓶</u>	<u>17,130</u>
<u>ゼオメイン注用 100 単位</u>	<u>100 単位 1 瓶</u>	<u>33,367</u>
<u>ゼオメイン注用 200 単位</u>	<u>200 単位 1 瓶</u>	<u>64,861</u>
<u>(は)</u>		
<u>ハイカムチン点滴静注液 1 mg / 1 mL</u>	<u>1 mg 1 mL 1 瓶</u>	<u>6,070</u>
<u>(り)</u>		
<u>リユープロレリン酢酸塩 S R 注射用キット</u>	<u>11.25mg 1 筒</u>	<u>23,590</u>
<u>11.25mg「あすか」</u>		
<u>リユープロレリン酢酸塩 S R 注射用キット</u>	<u>11.25mg 1 筒</u>	<u>24,997</u>
<u>11.25mg「NP」</u>		
<u>(ろ)</u>		
<u>ロピバカイン塩酸塩 0.2% 注バッグ 200mg / 100mL</u>	<u>0.2% 100mL 1 袋</u>	<u>925</u>
<u>「テルモ」</u>		
<u>ロピバカイン塩酸塩 0.2% 注 20mg / 10mL「テルモ」</u>	<u>0.2% 10mL 1 管</u>	<u>93</u>
<u>外 用 薬</u>		
<u>品 名</u>	<u>規 格</u>	<u>単 位</u>
<u>(え)</u>		
<u>エビナスチン塩酸塩 L X 点眼液 0.1%「TS」</u>	<u>0.1% 1 mL</u>	<u>252.90</u>
<u>エビナスチン塩酸塩 L X 点眼液 0.1%「トーワ」</u>	<u>0.1% 1 mL</u>	<u>252.90</u>
<u>エビナスチン塩酸塩 L X 点眼液 0.1%「日点」</u>	<u>0.1% 1 mL</u>	<u>252.90</u>
<u>エビナスチン塩酸塩 L X 点眼液 0.1%「わかもと」</u>	<u>0.1% 1 mL</u>	<u>252.90</u>
<u>エビナスチン塩酸塩点眼液 0.05%「TW」</u>	<u>0.05% 1 mL</u>	<u>80.60</u>
<u>エフィナコナゾール爪外用液 10%「サワイ」</u>	<u>10% 1 g</u>	<u>676.30</u>
<u>エフィナコナゾール爪外用液 10%「トーワ」</u>	<u>10% 1 g</u>	<u>676.30</u>
<u>(ら)</u>		
<u>ラタチモ配合点眼液「VTR S」</u>	<u>1 mL</u>	<u>244.10</u>

保 医 発 1204 第 5 号
令和 7 年 12 月 4 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が令和7年厚生労働省告示第310号をもって改正され、令和7年12月5日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

（1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬58品目、注射薬18品目、外用薬8品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

（2）（1）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	7, 0 2 1	3, 5 3 8	2, 0 0 3	2 8	1 2, 5 9 0

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 15 年 6 月 6 日付け保医発第 0606001 号）の記の 2 の（1）を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 30 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第 2 号）の記の 3 の（7）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 6 月 13 日付け保医発 0613 第 1 号）の記の 4 の（1）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 12 月 12 日付け保医発 1212 第 6 号）の記の 4 の（4）を削除する。

(1) ゼロダ錠 300 及び後発医薬品のカペシタビン製剤

本製剤の警告において、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本剤が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

- (2) 「薬価基準の一部改正について」（平成 11 年 8 月 13 日付け保医発第 112 号）の記のⅡの 4 を次のように改める。また、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 5 月 28 日付け保医発 0528 第 1 号）の記の 2 の（7）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 1 号）の記の 2 の（7）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 23 年 6 月 24 日付け保医発 0624 第 2 号）の記の 2 の（7）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 23 年 11 月 28 日付け保医発 1128 第 1 号）の記の 2 の（10）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 24 年 12 月 14 日付け保医発 1214 第 1 号）の記の 2 の（11）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第 6 号）の記の 2 の（6）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 26 年 12 月 11 日付け保医発 1211 第 1 号）の記の 3 の（5）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 12 月 10 日付け保医発 1210 第 1 号）の記の 3 の（9）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 6 月 16 日付け保医発 0616 第 1 号）の記の 3 の（6）を削除する。

4 ジェムザール注射用 200mg、同注射用 1g 及び後発医薬品のゲムシタビン塩酸塩製剤の保険適用上の取扱い

本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本製剤の投与が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。

- (3) トルパブタン OD 錠 3.75mg 「TE」及び同 OD 錠 3.75mg 「ニプロ」

本製剤の警告において、「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリ

ウム濃度の上昇による浸透圧性脱髄症候群を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

3 関係通知等の一部改正について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和2年11月17日付け保医発1117第3号）の記の3の（4）中「ゼオマイン筋注用50単位、同筋注用100単位及び同筋注用200単位」を「ゼオマイン筋注用50単位、同筋注用100単位、同筋注用200単位、同注用50単位、同注用100単位及び同注用200単位」に改める。
- (2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成13年2月2日付け保医発第29号）の記のⅡの3中「ハイカムチン注射用」を「ハイカムチン注射用1.1mg及び同点滴静注液1mg/1mL」に改める。
- (3) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和7年3月7日付け保医発0307第2号）を以下のとおり改正する。
 - ① 別紙1に別添1に掲げる医薬品を、別紙2に別添2に掲げる医薬品を加え、令和7年12月5日から適用すること。
 - ② 別紙3に別添3に掲げる医薬品を加え、令和8年1月1日から適用とすること。
 - ③ 別紙3に別添4に掲げる医薬品を加え、令和8年4月1日から適用とすること。

8 6	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 5 0 m g 「サワイ」	沢井製薬
9 4	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 5 0 m g 「サンド」	サンド
3 5	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 5 0 m g 「J G」	日本ジェネ
0 8	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 5 0 m g 「ダイト」	ダイト
1 6	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 5 0 m g 「タカタ」	高田製薬
2 4	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 5 0 m g 「日新」	日新製薬
4 3	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 5 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリ ルスケア
5 1	ラコサミド	5 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 5 0 m g 「Y D」	陽進堂
6 6	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「アメル」	共和薬品工
7 4	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「ケミファ」	日本ケミフ
8 2	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「サワイ」	沢井製薬
9 0	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「サンド」	サンド
3 1	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「J G」	日本ジェネ
0 4	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「ダイト」	ダイト
1 2	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「タカタ」	高田製薬
2 0	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「日新」	日新製薬
4 0	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「V T R S」	ヴィアトリ ルスケア
5 8	ラコサミド	1 0 0 m g 1 錠	ラコサミド錠 1 0 0 m g 「Y D」	陽進堂
5 8	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミド D S 1 0 % 「アメル」	共和薬品工
7 4	ラコサミド	1 0 % 1 g	ラコサミド D S 1 0 % 「サワイ」	沢井製薬

40	ラコサミド	10%1g	ラコサミドドライシロップ10%「YD」	陽進堂
29	トルバプタン	3.75mg1錠	トルバプタンOD錠3.75mg「TE」	トーアエイ
37	トルバプタン	3.75mg1錠	トルバプタンOD錠3.75mg「ニプロ」	ニプロ
88	炭酸ランタン水和物	250mg1錠	炭酸ランタンOD錠250mg「トーフ」	東和薬品
84	炭酸ランタン水和物	500mg1錠	炭酸ランタンOD錠500mg「トーフ」	東和薬品
38	プラスグレル塩酸塩	3.75mg1錠	プラスグレル錠3.75mg「DSEP」	第一三共エ
46	プラスグレル塩酸塩	3.75mg1錠	プラスグレル錠3.75mg「トーフ」	東和薬品
34	プラスグレル塩酸塩	5mg1錠	プラスグレル錠5mg「DSEP」	第一三共エ
42	プラスグレル塩酸塩	5mg1錠	プラスグレル錠5mg「トーフ」	東和薬品
30	プラスグレル塩酸塩	2.5mg1錠	プラスグレル錠2.5mg「DSEP」	第一三共エ
49	プラスグレル塩酸塩	2.5mg1錠	プラスグレル錠2.5mg「トーフ」	東和薬品
33	プラスグレル塩酸塩	20mg1錠	プラスグレルOD錠20mg「DSEP」	第一三共エ
41	プラスグレル塩酸塩	20mg1錠	プラスグレルOD錠20mg「トーフ」	東和薬品
43	ダパグリフロジン	5mg1錠	ダパグリフロジン錠5mg「サワイ」	沢井製薬
35	ダパグリフロジン	5mg1錠	ダパグリフロジン錠5mg「TSP」	T'sファ
40	ダパグリフロジン	10mg1錠	ダパグリフロジン錠10mg「サワイ」	沢井製薬
31	ダパグリフロジン	10mg1錠	ダパグリフロジン錠10mg「TSP」	T'sファ
39	ニロチニブ塩酸塩二水和物	200mg1カプセル	ニロチニブカプセル200mg「サワイ」	沢井製薬

40	オセルタミビルリン酸塩	3% 1 g		オセルタミビルDS 3% 「トーワ」	東和薬品
33	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.2% 10 mL 1 管		ロピバカイン塩酸塩 0.2% 注 20 mg / 10 mL 「テルモ」	テルモ
30	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.2% 100 mL 1 袋		ロピバカイン塩酸塩 0.2% 注 バッグ 200 mg / 100 mL 「テルモ」	テルモ
38	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	2 mg 0.05 mL 1 筒		アフリベルセプト硝子体内注射用キット 40 mg / mL 「バイエル」	バイエル アイエンス
57	リュープロレリン酢酸塩	11.25 mg 1 筒		リュープロレリン酢酸塩SR注射用 キット 11.25 mg 「あすか」	あすか製薬
49	リュープロレリン酢酸塩	11.25 mg 1 筒		リュープロレリン酢酸塩SR注射用 キット 11.25 mg 「NP」	ニプロ
59	エピナスチン塩酸塩	0.1% 1 mL		エピナスチン塩酸塩LX点眼液 0.1% 「TS」	テイカ製薬
67	エピナスチン塩酸塩	0.1% 1 mL		エピナスチン塩酸塩LX点眼液 0.1% 「トーワ」	東和薬品
75	エピナスチン塩酸塩	0.1% 1 mL		エピナスチン塩酸塩LX点眼液 0.1% 「日点」	ロートニッ
83	エピナスチン塩酸塩	0.1% 1 mL		エピナスチン塩酸塩LX点眼液 0.1% 「わかもと」	わかもと製
71	ラタノプロスト・チモロールマレイン酸塩	1 mL		ラタチモ配合点眼液「VTRS」	ヴィアトリ ルスケア
45	エフィナコナゾール	10% 1 g		エフィナコナゾール爪外用液 10% 「サワイ」	沢井製薬
53	エフィナコナゾール	10% 1 g		エフィナコナゾール爪外用液 10% 「トーワ」	東和薬品
90	カペシタビン	300 mg 1 錠		カペシタビン錠 300 mg 「タカタ」	ダイト
83	リスペリドン	1% 1 g	局	リスペリドン細粒 1% 「ニプロ」	全星薬品工
90	リスペリドン	3 mg 1 錠	局	リスペリドン錠 3 mg 「ニプロ」	全星薬品工
99	リスペリドン	0.1% 1 mL	局	リスペリドン内用液 1 mg / mL 「杏林」	同仁医薬化
49	カルボプラチン	150 mg 15 mL 1 瓶	局	カルボプラチン注射液 150 mg 「NK」	ヴィアトリ ルスケア

3 D 1 1 6 2	ゲムシタビン塩酸塩	2 0 0 m g 1 瓶	用 2 0 0 m g 「タカタ」	高山製薬	
3 D 2 1 6 9	ゲムシタビン塩酸塩	1 g 1 瓶	ゲムシタビン点滴静注用 1 g 「タカタ」	高田製薬	

123	ラコサミド	10%1g	ビムパットドライシロップ10%	ユーシービ パン
127	ダパグリフロジンプロピレングリコール 水和物	5mg1錠	フォシーガ錠5mg	アストラゼ
123	ダパグリフロジンプロピレングリコール 水和物	10mg1錠	フォシーガ錠10mg	アストラゼ
120	ニロチニブ塩酸塩水和物	200mg1カプ セル	タシグナカプセル200mg	ノバルティ ファーマ
127	ニロチニブ塩酸塩水和物	150mg1カプ セル	タシグナカプセル150mg	ノバルティ ファーマ
124	アビラテロン酢酸エステル	250mg1錠	ザイティガ錠250mg	ヤンセンフ
120	アビラテロン酢酸エステル	500mg1錠	ザイティガ錠500mg	ヤンセンフ
125	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.2%10mL 1管	アナペイン注2mg/mL	サンドファ
121	ロピバカイン塩酸塩水和物	0.2%100m L1管	アナペイン注2mg/mL	サンドファ
130	リユープロレリン酢酸塩	11.25mg1 筒	リユープリンSR注射用キット11. 25mg	武田薬品工

19F2020	ノブスグレル塩酸塩	5mg1錠	エフィエント錠5mg	第一二共
19F3022	プラスグレル塩酸塩	2.5mg1錠	エフィエント錠2.5mg	第一三共
19F5025	プラスグレル塩酸塩	20mg1錠	エフィエントOD錠20mg	第一三共

3「サワイ」	ダパグリフロジン	
3「T S P」	ダパグリフロジン	
1g「トーワ」	炭酸ランタン水和物	
1g「トーワ」	炭酸ランタン水和物	
5mg「T E」	トルバプタン	
5mg「ニプロ」	トルバプタン	
1g「サワイ」	ニロチニブ塩酸塩二水和物	
1g「サワイ」	ニロチニブ塩酸塩二水和物	
3「D S E P」	プラスグレル塩酸塩	
3「トーワ」	プラスグレル塩酸塩	
D S E P」	プラスグレル塩酸塩	
トーワ」	プラスグレル塩酸塩	
「D S E P」	プラスグレル塩酸塩	
「トーワ」	プラスグレル塩酸塩	
「S E P」	プラスグレル塩酸塩	
「トーワ」	プラスグレル塩酸塩	
「ル」	ラコサミド	
「ファ」	ラコサミド	
「イ」	ラコサミド	
「ド」	ラコサミド	
「」	ラコサミド	
「ト」	ラコサミド	

ニプロ」	リスペリドン	
ニプロ」	リスペリドン	
g／mL「杏林」	リスペリドン	
内注射用キット40mg／mL「バ	アフリベルセプト（遺伝子組換え）	
0mg「NK」	カルボプラチン	
50mg「NK」	カルボプラチン	
50mg「NK」	カルボプラチン	
1 mg	グルカゴン（遺伝子組換え）	
5 g／50mL	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン	
10 g／100mL	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン	
20 g／200mL	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン	
200mg「タカタ」	ゲムシタビン塩酸塩	
1 g「タカタ」	ゲムシタビン塩酸塩	
	インコボツリヌストキシンA	
	インコボツリヌストキシンA	
	インコボツリヌストキシンA	
1 mg／ 1 mL	ノギテカン塩酸塩	
SR注射用キット11.25mg「あ	リユープロレリン酢酸塩	
SR注射用キット11.25mg「N	リユープロレリン酢酸塩	
%注バッグ200mg／100mL「テル	ロピバカイン塩酸塩水和物	
%注20mg／10mL「テルモ」	ロピバカイン塩酸塩水和物	
点眼液0.1%「TS」	エピナスチン塩酸塩	

(参考：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 15 年 6 月 6 日付け保医発第 0606001 号）の記の 2 の（1）

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1) ゼロダ錠 300 <u>及び後発医薬品のカペシタビン製剤</u> 本製剤の警告において、「<u>本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本剤が適切と判断される症例についてのみ実施すること。</u>」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1) ゼロダ錠 300 本製剤の使用上の注意に、「<u>本剤は緊急時に十分な対応が可能な施設及び癌化学療法に十分な経験を持つ医師のもとで、使用上の注意等を遵守の上、投与すること。</u>」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 30 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第 2 号）の記の 3 の（7）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(7) カペシタビン錠 300mg「サワイ」</u> <u>本剤剤の使用上の注意に、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本剤が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年6月13日付け保医発0613第1号）の記の4の（1）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1) <u>カペシタビン錠 300mg「トーワ」、同「ヤクルト」及び同「日医 上」</u> <u>本剤剤の使用上の注意に、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時 に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知 識・経験を持つ医師のもとで、本剤が適切と判断される症例につ いてのみ実施すること。」と記載されているので、使用にあたって は十分留意すること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年12月12日付け保医発1212第6号）の記の4の（4）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （削る）	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>（4） カペシタビン錠 300mg「NK」及び同錠 300mg「JG」</u> <u>本製剤の使用上の注意に「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本剤が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」と記載されているので、使用にあたっては十分留意すること。</u>

◎「薬価基準の一部改正について」（平成 11 年 8 月 13 日付け保医発第 112 号）の記のⅡの 4

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 4 ジェムザール注射用 200mg、同注射用 1g 及び後発医薬品の<u>ゲムシタビン塩酸塩製剤</u>の保険適用上の取扱い 本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、<u>がん</u>化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本製剤の投与が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 4 ジェムザール注の保険適用上の取扱い 本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、<u>癌</u>化学療法に十分な経験を持つ医師のもとで、本製剤の投与が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 5 月 28 日付け保医発 0528 第 1 号）の記の 2 の（7）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (7) <u>ゲムシタビン点滴静注用 200mg「サンド」、ゲムシタビン点滴静注用 200mg「タイホウ」、ゲムシタビン点滴静注用 200mg「ヤクルト」、ゲムシタビン点滴静注用 1g「サンド」、ゲムシタビン点滴静注用 1g「タイホウ」及びゲムシタビン点滴静注用 1g「ヤクルト」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、がん化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切と判断される症例に使用した場合に限り、算定するものであること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 22 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 1 号）の記の 2 の（7）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (7) <u>ゲムシタビン点滴静注用 200mg「NK」及び同「ホスピーラ」並びにゲムシタビン点滴静注用 1g「NK」及び同「ホスピーラ」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、癌化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切と判断される症例に使用した場合に限り、算定するものであること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 23 年 6 月 24 日付け保医発 0624 第 2 号）の記の 2 の（7）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (7) <u>ゲムシタビン点滴静注用 200mg「興和テバ」及び同 1g「興和テ バ」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、が ん化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切 と判断される症例に使用した場合に限り、算定するものであるこ と。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 23 年 11 月 28 日付け保医発 1128 第 1 号）の記の 2 の（10）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (10) <u>ゲムシタビン点滴静注用 200mg「サワイ」及び同 1g「サワイ」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、が</u> <u>ん化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切</u> <u>と判断される症例に使用した場合に限り、算定するものであるこ</u> <u>と。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 24 年 12 月 14 日付け保医発 1214 第 1 号）の記の 2 の（11）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (11) <u>ゲムシタビン点滴静注液 200mg/5mL「サンド」及び同 1g/25mL「サンド」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、がん化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切と判断される症例に使用した場合に限り、算定できるものであること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 12 月 13 日付け保医発 1213 第 6 号）の記の 2 の（6）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (6) <u>ゲムシタビン点滴静注用 200mg「ファイザー」及び同 1g「ファイザー」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分な対応が可能な医療施設において、がん化学療法に十分な経験を持つ医師の下で投与することが適切と判断される症例に使用した場合に限り、算定できるものであること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 26 年 12 月 11 日付け保医発 1211 第 1 号）の記の 3 の（5）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(5) ゲムシタビン点滴静注用 200mg「日医工」及び同 1g「日医工」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化</u> <u>学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本製剤の投与が</u> <u>適切と判断される症例に使用した場合に限り算定できるもので</u> <u>あること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 12 月 10 日付け保医発 1210 第 1 号）の記の 3 の（9）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (9) <u>ゲムシタビン点滴静注液 200mg／5.3mL「ホスピーラ」及び同 1g</u> <u>／26.3mL「ホスピーラ」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化</u> <u>学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本製剤の投与が</u> <u>適切と判断される症例に使用した場合に限り算定できるもので</u> <u>あること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 6 月 16 日付け保医発 0616 第 1 号）の記の 3 の（6）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削る)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(6) ゲムシタビン点滴静注液 1g/25mL「NK」及び同 200mg/5mL「NK」</u> <u>本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化</u> <u>学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本製剤の投与が</u> <u>適切と判断される症例に使用した場合に限り算定できるもので</u> <u>あること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和２年 11 月 17 日付け保医発 1117 第 3 号）の記の 3 の（４）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （４）ゼオマイン筋注用 50 単位、同筋注用 100 単位、同筋注用 200 単位、 <u>同注用 50 単位、同注用 100 単位及び同注用 200 単位</u> （略）	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （４）ゼオマイン筋注用 50 単位、同筋注用 100 単位 <u>及び同筋注用 200 単位</u> （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 13 年 2 月 2 日付け保医発第 29 号）の記のⅡの 3

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 3 ハイカムチン注射用 <u>1.1mg</u> 及び同点滴静注液 <u>1mg/1mL</u> の保険適用上の取扱いについて (略)	Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について 3 ハイカムチン注射用の保険適用上の取扱いについて (略)

医政産情企発 1205 第 2 号

令和 7 年 12 月 5 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長

(公 印 省 略)

令和 7 年 12 月 5 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品の安定供給については、「後発医薬品の安定供給について」(平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310004 号(令和 3 年 6 月 25 日医政発 0265 第 3 号一部改正)。以下「平成 18 年通知」という。)において通知し、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」(平成 20 年 7 月 4 日医政経発 0704002 号)において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応について通知したところですが、今般、令和 7 年 12 月 5 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について別添通知のとおり、日本製薬団体連合会会長宛通知したので、ご了知願います。

貴会におかれましては、後発医薬品の安定供給について、会員等から苦情があった場合は、平成 18 年通知に基づき、ご対応いただきたく、その周知方よろしくご配慮をお願いいたします。

医政産情企発 1205 第 1 号
令和 7 年 12 月 5 日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長

令和 7 年 12 月 5 日付けで薬価基準に収載された
後発医薬品の安定供給に係る対応について

後発医薬品については、「後発医薬品の安定供給について」（平成 18 年 3 月 10 日医政発第 0310003 号。以下「平成 18 年通知」という。）において、安定供給の要件を規定し、後発医薬品の製造販売業者に対して、その遵守に努めるよう求めているところです。

また、「平成 20 年 7 月 4 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について」（平成 20 年 7 月 4 日医政経発第 0704001 号。以下「平成 20 年通知」という。）において、安定供給に係る苦情を受け付けた場合の対応を示しているところです。

今般、令和 7 年 12 月 5 日付けで薬価収載された後発医薬品の安定供給に係る対応について、平成 18 年通知に加え、下記のとおり平成 20 年通知と同様の取り扱いをすることとしたので、周知方よろしくをお願いします。

なお、保険医療機関及び保険薬局からの苦情への対応、安定供給に支障を生じた事業者の対応については、引き続き、平成 18 年通知に基づき行うことを申し添えます。

記

令和 7 年 12 月 5 日付けで薬価基準に収載された後発医薬品のうち、同一成分内で多数の銘柄が存在するものについては、保険医療機関及び保険薬局からの注文に対して、医薬品卸売販売業者等に在庫がない緊急の場合であっても、平日は 2～3 日（遠隔地は 4 日）で、土日を挟んだ場合は 2～5 日（遠隔地は 5～6 日）（どちらについても注文日を含んだ日数。）で保険医療機関及び保険薬局に製造販売業者から供給すること。

上記期間内に、注文した当該後発医薬品が配送されず、保険医療機関及び保険薬局からの苦情を当課が受け付けた場合は、当該製造販売業者に対し必要な調査及び改善指導を行うこと。